

沖縄県障害者自立支援協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき設置する会合の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

2 前項に定める会合は、県内の障害児・者及びその家族に対する支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として、意見等を聴取する。

(会合の名称)

第2条 前条に規定する会合は、沖縄県障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(意見等聴取事項)

第3条 県は、協議会の構成員となる者から、次に掲げる事項に関することについて意見等を聴取する。

- (1) 県内の地域自立支援協議会単位ごとの支援体制の整備方策に関すること。
- (2) 相談支援従事者の人材確保・養成方法（研修会のあり方を含む）に関すること。
- (3) 専門的分野における支援方策に関すること。
- (4) 市町村基幹相談支援センター等機能強化事業及び沖縄県相談支援体制整備事業に関すること。
- (5) 沖縄県全域における関係機関の連携強化、社会資源開発・改善に関すること。
- (6) その他権利擁護の普及に関すること等。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は20名以内で、次の各号に掲げる者から構成する。

- (1) 相談支援事業者
- (2) 障害福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係者
- (5) 企業・不動産関係事業者
- (6) 障害者関係団体の代表者
- (7) 障害者等及びその家族
- (8) 市町村
- (9) 学識経験者
- (10) その他子ども生活福祉部長が必要と認める者

(期間)

第5条 前条の規定により決定された者から第3条の規定に関する意見等を聴取する期間は、2年とする。

2 構成員は、再任することができる。

(会合の開催)

第6条 協議会の開催は、子ども生活福祉部長が通知する。

(議事進行)

第7条 協議会の議事進行は、子ども生活福祉部長が行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、子ども生活福祉部長は協議会の議事進行を担当する者を指名し、当該者に協議会の議事進行を依頼することができる。

(部会)

第8条 協議会は必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会の設置及び運営に必要な事項は、障害福祉課長が別に定める。

(個人情報保護)

第9条 協議会の委員、協議会及び部会に出席した者は、協議会において知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の運営にあたり必要となる庶務は、障害福祉課において行う。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、子ども生活福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年2月21日から施行する。(部長決裁)

附 則

この要綱は、平成26年4月3日から施行する。(部長決裁)